

2025年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項

日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）

大阪大学は、日本語・日本文化に関する教育職・研究職等の人材の育成を目的として、本学にて1年間、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受ける、大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 応募者の資格及び条件

（1） 対象

日本の大学において、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受けるために、新たに外国から留学する者。なお、対象者は大阪大学との大学間・部局間交流協定に基づき、公式に推薦を受けた者に限る。

（2） 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定の者は対象とする。

（3） 年齢

原則として、1995年4月2日から2007年4月1日までの間に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

（4） 学歴

下記①～③のすべての条件を満たす者とする。

- ① 渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部在籍している者。
- ② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。なお、日本語・日本文化に関する分野以外を主専攻とする者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学習する者は対象としない。
- ③ 2025年9月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学での日本語・日本文化学習歴を合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること）

(5) 日本語能力

日本語の能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
- ② ①相当以上の日本語能力を有していると大阪大学において判断できる者。

(6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。なお、渡日前に、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じる場合があるので、大学は情報把握に努めること。

(7) 渡日時期

原則として、大阪大学の指定する期日（9月24日～27日を予定）に渡日可能な者。やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、大阪大学の指定する期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。また、自己の都合により、上記の所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

(8) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」「定住者」等）を有している場合であっても「留学」の査証を新規取得し、渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

なお、国によっては、日本政府として入国前結核スクリーニングが実施されるため、査証取得の際には必ず国籍国所在の在外公館の指示に従うこと。

(9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給開始時期において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は大阪大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（学籍発生後辞退者を含む）。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の2025年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に日本に滞在している者。
- ⑥ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関拋出の奨学金・フェローシップ等

の受給を予定している者。

- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時（大阪大学における学籍等発生時）までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

（10）奨学金支給期間終了後の帰国・復学

奨学金支給期間終了月内に帰国し、渡日時時点で在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部¹に復学の上、引き続き日本語・日本文化の学習を続けることが確実な者。ただし、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学修を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しない。（この場合には3.（2）②も参照のこと）上記の条件が履行されなかった場合は、支給開始時に遡及して奨学金の金額返納を命じることもある。

（11）その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も大阪大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

2. 奨学金支給期間

2025年10月から2026年8月までの11ヶ月間

奨学金支給期間の延長は認めない。

3. 奨学金等

（1）奨学金

月額120,000円を支給する。なお、予算の状況等により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

（2）旅費

① 渡日旅費

文部科学省は、上記「1.（7）渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する留学生に対し、旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から大阪大学が通常の経路として日本国内で使用される国際空港までの下級航空券とする。

なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、以下(a)又は(b)の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から大阪大学が通常の経路として日本国内で使用される国際空港までの下級航空券のみを文部

科学省が交付する。

- (a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。
- (b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された転居先を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により上記「1. (7) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

② 帰国旅費

文部科学省は、原則として研修コースを修了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき、航空券を交付する。交付後の変更は認めない。航空券は、大阪大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月より前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了月内に帰国せず、又は同月内に帰国しても渡日時点で在籍していた外国の大学（日本国以外）の学部¹に復学しない場合、及び一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

さらに、適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学修を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しないこととしているが、その場合は帰国旅費を支給しない。

(3) 教育費

大学における入学検定料、入学金及び授業料は大阪大学が負担する。

4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金

支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、在留資格「留学」を新規取得し渡日する者はこの限りではない。

- ⑥ 学業成績不良や停学、休学等により研修コースを奨学金支給期間終了月までに修了することが不可能であることが確定したとき。
- ⑦ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑧ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑨ 奨学金支給期間終了月内で帰国し、渡日時点で在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部に復学しなかったとき。（適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続ける場合は除く）

5. 推薦手続き及び選考

(1) 推薦

各大学長等は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を審査の上、大阪大学に対し推薦する。

各大学推薦担当者は [For Recommenders] The University of Osaka Nikkensei 2025 Online Recommendation Form (以下のURL) から推薦する学生の氏名等を回答し、推薦を行う。

推薦担当者用URL：<https://forms.office.com/r/ht47PaeZ2E>

なお、ウクライナ国籍の推薦対象者については、お問い合わせください。

(2) 選考

各大学長等から推薦された者のうち、大阪大学の選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省へ申請する。

(3) 提出書類等

提出書類に加えて、「[For Applicants]大阪大学日研生2025オンライン申請フォーム」(Forms)の質問にも必ず回答すること。

オンライン申請フォームは申請書の質問事項と重複する内容が含まれる。記入済みの申請書を手元に用意し、それを参考にFormsを回答することを推奨する。[For Applicants]大阪大学日研生2025オンライン申請フォームと申請書の同じ質問に対する回答が一致するよう十分注意すること。

提出書類については下記のとおり。

提出書類等	注意事項	提出方法	提出期限
1) オンライン・電話インタビュー質問票	3月31日・4月3日に実施予定 (提出する申請書のコピーをとり、オンライン・電話インタビューの際に手元に置いておくこと)	メール	3月25日まで
2) [For Applicants] 大阪大学日研生 2025 オンライン 申請フォーム	以下のURLより回答すること https://forms.office.com/r/VFSZ1Y8YPn	オンライン (Forms)	3月27日まで
3) 申請書	① 年齢は、2025年4月1日現在で記入すること ② 本プログラムは、2025年10月から2026年8月までの11カ月の留学プログラムであるため、卒業見込年月の記入に注意すること ③ 学歴欄は、入学及び卒業の年のみならず、月も必ず記入すること ④ 半身・正面・脱帽で最近6か月以内に撮影した写真データを貼付すること	オンライン (NII FileSender)	
4) 在籍証明書	英語または日本語のもの		
5) 在籍大学(在籍年次までの全学年)の学業成績証明書	① 日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように●印を付けること ② 英語または日本語のもの		
6) 在籍大学の学長等からの推薦状	大阪大学総長宛のもの		
7) 指導教員等からの推薦書	① 大阪大学所定様式を使用すること ② <u>推薦担当者もしくは指導教員が CJLC へ直接提出すること</u>		
8) 本人の国籍身分を証明する書類	パスポートや本国の戸籍抄本の写し		
9) 日本語能力試験証明書(JLPT)レベルN2以上の写し又は在籍大学の語学教員による語学能力証明書	① 日本語能力試験証明書は、受験者の名前とスコアの記載があるもの ② 日本語能力試験証明書は、公募開始時から2年以内に取得したものに限り ③ 語学教員による語学能力証明を提出する場合は大阪大学所定様式を使用すること		
10) チェックリスト	すべての項目について確認をすること		
11) 日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類※	学業成績証明書で在籍大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上であることを証明できない場合のみ提出すること		

【上記の留意事項】

- ① 提出書類等は、日本語又は英語のいずれかにより、文書作成ソフト等を用いて入力のため、全てA4判に統一して作成すること。(その他の言語の場合は、日本語又は英語による訳文を添付すること。)
- ② 当プログラムは1.(10)に掲げる場合を除き短期間での研究及びプログラム終了後の帰

国・復学が条件とされているので在籍大学の長又は指導教員と帰国後の計画を申請段階から協議すること。

- ③ 申請者の健康状態については、日本留学について心身ともに支障がないことを在籍大学が責任をもって確認すること。
- ④ 上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある。）
- ⑤ 提出期限を過ぎたものは、一切受理しない。

【提出方法】

■メール提出：提出物 1)

送付先：<nikkensei2025@cjlc.osaka-u.ac.jp>

■オンライン（Forms）提出：提出物 2)

提出リンク：<<https://forms.office.com/r/VFSZ1Y8YPn>>

■オンライン（NII FileSender）提出：提出物 3)～11)

NII FileSender（noreply-filesender@nii.ac.jp）から、協定校推薦担当者および学生へ提出リンクが送付されます。リンクにアクセスし、申請書類をアップロードしてください。

【問合せ先】

大阪大学日本語日本文化教育センター

Center for Japanese Language and Culture（CJLC）, The University of Osaka

（4） 結果通知

2025年7月上旬を目処に各大学宛に文書で通知する。

6. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

7. 注意事項

- （1） 日本語・日本文化研修留学生のプログラムは学位取得を目的とするものではないため、本プログラムの途中、または修了直後に日本政府（文部科学省）奨学金留学生として、大学の学部、大学院の修士課程・博士課程に入学することはできない。

- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の宿舍費や生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意すること。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わないので、渡日後速やかに口座を開設すること。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日は認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (7) 宿舍については、箕面キャンパスの学生寮（寮費月額50,000～60,000円）に入居すること。
寮詳細：<https://globalvillage.icho.osaka-u.ac.jp/minohsemba/index.html>
- (8) 奨学金支給対象者として決定された者であっても、各国の事情により、出国が不可能となり指定された期間の最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。
- (9) 奨学金支給対象として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。
- (10) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。
- (11) 過去に退去強制処分を受け、所定の渡日時期までに「留学」の査証発給ができない候補者を推薦した場合、この者の採用を取り消すので注意すること。
- (12) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度実施に必要な事項は日本政府が別に定める。
- (13) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。